

# 高竜園短期入所生活介護事業所 利用契約書

様（以下「ご利用者」という。）と 様  
（以下「連帯保証人」という。）と社会福祉法人 甲山会（以下「事業者」という。）は、事業者がご利用者に対して提供する高竜園短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）で行う短期入所生活介護サービス（以下「サービス」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結しました。

なお、本契約は、ご利用者と事業者との利用契約と、連帯保証人と事業者との連帯保証契約とします。  
また、本契約書に定めるもののほかは、別に定める高竜園短期入所生活介護事業所重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という。）のとおりです。

（契約の目的）

## 第1条

事業者は、介護保険法の定めに従い、ご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所において必要な介護サービスを提供します。

（契約の有効期間）

## 第2条

- 1 本契約の有効期間は、令和\_\_年\_\_月\_\_日から令和\_\_年\_\_月\_\_日とします。
- 2 事業者は、有効期間満了の7日前までに、ご利用者に対し、有効期間満了までに本契約更新の可否の意思表示を求めるものとします。
- 3 ご利用者が有効期間満了までに前項の意思表示をしない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとします。この場合において、更新後の有効期間は1年間とします。その後も同様とします。

（サービスのご利用方法及び変更等）

## 第3条

- 1 ご利用者は、本契約期間中においてサービスを受けようとする場合は、原則として利用開始希望日の前月初日から、事業者に対して利用期間を申し込むことができます。この申し込みに対して、事業者は、居室が確保できない場合等、その他正当な理由がある場合を除き承諾するものとします。
- 2 ご利用者は事業者に対し、利用開始予定日までに申し出ることにより、利用期間の変更を申し入れることができます。  
また、ご利用者は、本契約期間中であればサービス利用日の追加を申し込むことができます。
- 3 ご利用者が、利用期間中に医療機関に入院、又は常時医療行為が必要となったときは、その時点で退所とします。
- 4 ご利用者は、利用開始日の午前9時以降に入所し、利用終了日の午後6時までに退所するものとします。ただし、やむを得ない事情等により事業者が承諾した場合は、この限りにありませぬ。
- 5 事業者は、ご利用者の体調不良その他事業所での生活に支障があると判断したとき、又は利用継続によりご利用者に不利益が生じると判断したときは、利用期間中でもサービスを中止することができます。
- 6 ご利用者の緊急時以外の通院は、ご家族で対応して頂きます。
- 7 事業者は、ご利用者の行政手続き及び金銭、貴重品の管理はしないこととします。

(サービス計画)

第4条

事業者は、利用期間が4日以上に亘る場合は、ご利用者の日常生活全般の状況並びにご利用者及びご家族の希望を聞き、居宅サービス計画をもとに、サービス計画を作成し、その内容をご利用者およびご家族に説明します。

(サービスの提供場所、内容等)

第5条

- 1 サービス内容等は、重要事項説明書のとおりです。
- 2 事業者は、ご利用期間が4日未満のご利用の場合、ご利用者の心身の状態等に応じて、前条に準じたサービスの提供に努めます。
- 3 ご利用者がサービス内容の変更を希望されるときは、事業者は可能な限りご利用者の希望に添うよう努めます。

(身体的拘束等の禁止)

第6条

- 1 事業者は、サービス提供に当たり身体的拘束、その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行う場合には、事業者は直ちに、その日時、態様、ご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書に記録します。尚、この場合、事前に、又は事後にご利用者及びご家族に詳細を説明し同意を得ます。

(サービス提供記録の作成・保存・閲覧等)

第7条

- 1 事業者は、サービスの実施終了後、提供したサービスの内容等を記録し、ご利用者の確認を受けます。
- 2 事業者は、前項のサービス提供記録を2年間適正に保存し、ご利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

(料金および支払方法)

第8条

- 1 サービス利用料金及び支払方法は、重要事項説明書のとおりです。  
但し、契約の有効期間中、介護保険法等の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用します。この場合、事業者は法令改正後速やかにご利用者へ改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続の可否を確認します。
- 2 ご利用者が当初定めた利用期間の途中で退所されるときは、事業者は利用未経過日数の料金については請求せず、実際に利用された日数によりご請求します。

(契約期間中途における料金等契約内容の一部変更に関する特則)

第9条

- 1 契約期間の途中で関係法令が改定され、介護保険給付対象サービス費が変更されたとき、又は、事業者のやむを得ない事情により介護保険給付対象外サービス費を変更するときは、事業者はご利用者に対して、1ヶ月前までに文書により契約内容の変更を申し入れます。
- 2 ご利用者が、契約変更を承諾されたときは、事業者は変更後の重要事項説明書をご利用者に交付して、契約期間を変更することなく本契約を継続します。
- 3 ご利用者が、第1項の契約変更の申し入れを承諾しないときは、本契約は、契約期間の満了を待たずに、事業者の契約変更予定日の前日をもって終了します。

(ご利用者の解約等)

第10条

- 1 ご利用者は少なくとも1週間前までに事業者申し出ることにより、本契約を解約することができます。
- 2 ご利用者は、事業者が定めたサービスを提供しなかった場合、その他本契約に違反した場合には、直ちに本契約を解除することができます。

(事業者の解除)

第11条

- 1 事業者は、やむを得ない事情がある場合は、ご利用者に対して1ヶ月前に文書で予告することにより、本契約を解約することができます。この場合、事業者は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。
- 2 事業者は、ご利用者が次の各号の一に該当するときは、ご利用者へ予告期間を設けずに、理由を示した文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することができます。
  - (1) ご利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を滞納し、事業者が相当な期間を定めて支払を催告しても期間満了までに支払わないとき。
  - (2) ご利用者が、事業者やその職員、また、他のご利用者に対して、社会通念上、契約を継続し難いほどの背信行為があったとき。
  - (3) ご利用者の心身の状況および病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、又は虚無の告知を行い、その結果、本契約を継続し難い重大な危険または損害を生じさせたとき。
- 3 事業者は、ご利用者が次の各号の一に該当する場合で、状況の回復が見込めないと判断したときには、現にサービス利用期間中であっても、ご利用者に対して、予告期間を設けずに、理由を示した文書で通知することにより、直ちに本契約を解約し、サービスの中止をすることができるものとします。
  - (1) ご利用者が伝染性疾患に罹病し、又はその疑いが濃厚で、他のご利用者若しくは事業者の職員等の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、早急な治療が必要と判断された場合。
  - (2) ご利用者及び連帯保証人、ご家族等の行動が、他のご利用者若しくは事業者の職員の生命または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつご利用者への通常の介護方法では、これに対応できない場合。
- 4 事業者は、前各号について、ご利用者の日常生活を維持するために、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を要請します。

(契約の終了)

第12条

ご利用者が、介護保険施設等に入所し、又は自立等により要介護認定が受けられず、相当期間にわたり、本契約の目的とするサービスの提供ができなくなった場合には、本契約は終了するものとします。

(秘密保持)

第13条

- 1 事業者は、ご利用者及びご家族の業務上知り得た秘密については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らすことはありません。本契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、ご利用者又はご家族から文書で同意を得たときは、居宅介護支援事業者との連絡調整のうえ、必要最小限の個人情報を用いることができるものとします。

(事故時の対応等)

第14条

- 1 事業者は、サービスの提供に際してご利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師やご家族へ連絡するとともに適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたってご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、事業者の責によらないときは、この限りではありません。

- 3 前項の損害賠償義務の履行を、より確実なものとするために、事業者は任意の損害賠償保険に加入します。

(ご利用者の義務)

#### 第15条

- 1 ご利用者は、本契約を遵守し、事業所及びその敷地をその目的達成のために利用するものとします。
- 2 ご利用者は、故意または重大な過失により、他人の生命若しくは身体または財産等に損害を及ぼしたとき、又は事業所の運営、財産等に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償します。
- 3 ご利用者は、本契約に係る連帯保証人を選任します。

(連帯保証人と事業者との連帯保証契約)

#### 第16条

連帯保証人は、本契約に基づくご利用者の債務（料金等事業者に対する債務および事業所内で発生した損害賠償に係る債務等を含む）を連帯保証し、必要なときはご利用者に代わり、直ちに事業者等の債権者に対して当該債務を弁済するものとします。

(連帯保証人のその他の義務)

#### 第17条

- 1 連帯保証人は、ご利用者の心身の状況及び病歴等の重要な事項については、事業者にすべて告知し、特段の配慮が必要な場合には事業者と協議し、ご利用者の支援に関わる行為を行なうこととします。又、サービス提供中、ご利用者に急性期の医療行為が必要となった場合には、事業者と協力し、責任を持って迅速かつ社会通念上最善の対応を行うものとします。
- 2 連帯保証人は、本契約における連帯保証人の義務を誠実に果たすことが困難となった場合には、ご利用者と協議し、新たな連帯保証人を選任したうえで事業者と協議し、再契約することとします。

(苦情対応)

#### 第18条

- 1 ご利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、保険者又は、国民健康保険団体連合会に対して、苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、ご利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として不利益な取扱いはいたしません。

(個人情報使用の同意)

#### 第19条

ご利用者及び連帯保証人は、事業者のサービス計画の作成又はサービス提供に関して、関係する居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、医師、認定調査に従事した調査員等に対して、それぞれの個人情報を用いることに同意を承知のうえで本契約を締結するものとします。なお、ご家族の事項については、ご家族が連帯保証人を兼ねる場合を除き、連帯保証人がその意思を取りまとめ、意思表示の委任を受けたうえで、事業者に意思表示するものとします。

(裁判管轄)

#### 第20条

この契約に関してやむを得ず裁判となるときは、当施設の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに同意します。

(協議事項)

#### 第21条

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、ご利用者とご利用者並びに連帯保証人はお互いに誠意をもって協議・解決するものとします。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、ご利用者及び連帯保証人、そして事業者が記名押印のうえ、ご利用者と連帯保証人が1通、事業者が1通それぞれ保有するものとします。

年 月 日

事業者	住 所	広島県世羅郡世羅町西上原426番地11
	名 称	社会福祉法人 甲 山 会
	代表者名	理事長 高 山 学 印

ご利用者	住 所	
	(フリガナ)	
	氏 名	印
	電話番号	

連帯保証人	住 所	
	(フリガナ)	
	氏 名	印
	続 柄	
	電話番号	
	携帯電話	